

○と き 平成 29 年 10 月 11 日（水）
午前 10 時から午前 11 時まで

○ところ 大阪府新別館南館 5 階マッセ大阪 第 1 研修室

○質疑要旨

【議題（1）大阪府国民健康保険運営方針（素案）について】

（市町）

19 ページの「6 府内統一保険料率」の 5 行目以降に記載のあった『ただし、別に定める激変緩和措置期間中については、市町村ごとに、府が実施する激変緩和期間を考慮して算出した保険料率とする。』を削除したとのことであるが、下部の①に記載されている市町村が実施する激変緩和措置、②の給付増や保険料収納不足により財政安定化基金から貸付を受けた場合に償還財源を確保するための緊急措置とは、削除内容の趣旨は異なっている。20 ページの「7 激変緩和措置（2）府が実施する激変緩和措置の内容」4 行目の『激変緩和措置の具体的な実施方法については、別に定める』という記載により、府が実施する激変緩和により府から財源を得て、市町村が激変緩和期間中の保険料率を定めると解釈してよいか。

（事務局）

具体的な激変緩和額の設定案としては、平成 30 年度を 90%とし、平成 31 年度以降 15%ずつ縮減する方向である（H31:75%、H32:60%、H33:45%、H34:30%、H35:15%、H36:0%）が、国で現在も検討がされている点でもあり、現時点で案を固めるには至っていない。

（大阪府）

20 ページ 4 行目の記載については、右下図の激変緩和額の割合やその縮減幅について、別に定めるということである。

（事務局）

激変緩和期間においても、府が提示する標準保険料率は、統一料率であり、別途激変緩和用の財源を府から市町村にお渡しする。

【議題（2）国民健康保険運営方針（素案）/検討過程の（案）の取扱いについて】

（市町）

資料 3 「X 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整」の X 2 について、国民健康保険運営方針（素案）の 35 ページに追加するというので、記載に『必要に応じて相互間協定を締結する』とあるが、府と市町村が各々個別に協定を締結する、あるいは集合協定を締結する、というどちらの手法を想定しているか。

（市町）

具体的な協定の内容について現段階で何もないので、その手法についても未定であるが、集合協定の形が好ましいのではないかと。あくまで 4 3 市町村と大阪府のすべてが協定に参加するという想定である。

(市町)

1 市でも賛同しない市町村が出た場合、相互間協定を締結しないこととなるのか、あるいは当該市町村を除いて、協定を締結していくのか。

(市町)

全43市町村の賛同をめざすべきであり、そのために調整を進める。

(市町)

協定となると契約行為であり、拘束力が発生する。議会の同意が得られるか等、実現にむけてのハードルが高い。

(市町)

すべての内容を協定に盛り込んでいくということではなく、合意内容のうち、財源ルールなど明文化して共有することが必要な内容についてのみ、協定を締結するという想定である。

(市町)

激変緩和を市町村が独自で行うことは可能であるか。それとも、府・市町村共同の激変緩和措置を講じる場合は、運営方針から各市町村個別の激変緩和に関する記載を削除するのか。

(市町)

国民健康保険運営方針(素案)19・20 ページにある「(2)府が実施する激変緩和措置の内容」及び「(3)激変緩和措置の対象」の記載内容については、議論も熟しており、外す想定はしておらず、激変緩和を市町村独自で講じることは可能である。資料3「7(4)府・市町村の共同の激変緩和措置」の国民健康保険運営方針(素案)20 ページへの追加については、あくまで、今後の協議の結果、合意に至った場合に43市町村が足並みを揃えた激変緩和措置を講じるということである。

(市町)

一般会計繰入を解消するとなれば、激変緩和をしたとしても、結果として保険料が上がってしまうので、各市町村に一定の裁量を残した方がよいのではないかと。

(市町)

全体として同じ考えのもと標準保険料まで引きあげていくか、市町村ごとに標準保険料まで引き上げていくかという違いであり、いずれの場合であっても厳しい状況に変わりはない。それであれば、全体として同じ考えのもと行ってはどうかというところから提案している。全市町村が合意可能な内容がどのようなものであるか今後検討していくということで、今回文言追加をしたいと考えている。

(市町)

府・市町村の共同の激変緩和措置について、実施時期は明示しないということか。

(市町)

各委員の合意が得られていない現時点において、時期を明示して記載することはできない。

(大阪府)

大阪府としても、平成30年4月から統一保険料率を実現できるのであれば好ましいと考えているが、各々の経過がある中で、それが難しいということも認識している。一方で、首尾よく府・市町村共同の

激変緩和措置について、合意がなされれば、その方向で進めることとなるが、整わなければ、これまでの議論通り各市町村において、激変緩和措置を講じることとなる。激変緩和措置を各市町村で実施していった場合に、6年後に本当に統一ができるのかという懸念があることから、激変緩和措置からの移行管理を市町村とともに実施したいと考えている。については、国民健康保険運営方針(素案)20ページにある「(3)激変緩和措置の対象」に計画的な激変緩和措置からの移行を実施するため、最終行の記載を『当該市町村の責任により必要に応じて実施するものとし、市町村はその計画を定めた上で府に提出するものとする』といった記載を盛り込みたいと考えるがいかがか。

(市町)

各市町村において激変緩和措置を講じる場合、全市町村が計画を策定することとなるのか。

(大阪府)

現在、一般会計繰入を行っていない市町村もあり、激変緩和措置が不要な市町村もあることから、全市町村ではない。激変緩和を講じる必要がある市町村にあっても、最長6年間の激変緩和期間中に一般会計繰入をやめる必要があることから、法定ではないが、そのための工程を作成いただきたいという趣旨である。

(市町)

赤字解消計画との整合性はどのように考えているか。

(事務局)

計画を複数作成、進捗管理を行うとなれば、負担が生じるため、国から近々に法定外一般会計繰入の解消計画に関する通知が発出されると聞いていることから、その内容を包含するような形で1つの計画として運用していきたいと考えている。計画の数を増やしたいとは考えていない。

(市町)

国民健康保険運営方針(素案)20ページに追加を検討している資料3「7(4)府・市町村の共同の激変緩和措置」は、国民健康保険運営方針(素案)20ページ「(3)激変緩和措置の対象」の履行性を担保する趣旨という認識でよいか。

(市町)

そうではなく、「(3)激変緩和措置の対象」とは別の方法としての記載である。

(市町)

府・市町村共同の激変緩和措置については、大阪府と市町村が財源を拠出し運営していくという理解でよいか。

(市町)

財源について、現段階で具体的な合意はないが、現在の国民健康保険運営方針(素案)20ページの記載内容とは異なり、共同で実施するものであり、府や市町村の立場を越えて実施するものである。ご意見いただいた財源については、多くの調整を要することから平成30年度4月からの実施は厳しい面もあり、平成31年度以降からとなることもあり得る。平成30年度4月から実施可能なものから先行的に開始し、その他のルールについて後付けするといった段階的な方策も考えられる。また、統一保険料率がどのような水準となるかによっても状況は変わってくる。

(市町)

国民健康保険運営方針(素案)20 ページに追加を検討している資料3「7(4)府・市町村の共同の激変緩和措置」を記載することで、今後も検討を継続することを担保するということである。資料3の内容について、文言を追加することとしてよいか。

(市町)

今回追加する「7(4)府・市町村の共同の激変緩和措置」を現在記載されている国民健康保険運営方針(素案)20 ページの「(2)府が実施する激変緩和措置の内容」及び「(3)激変緩和措置の対象」よりも前に記載し、(2)・(3)を当面の間の措置と位置づけてはどうか。

(大阪府)

その形をめざしていくのだが、府・市町村共同の激変緩和措置を実現するにあたり、整理すべき課題も多々ある。これまでの検討の熟度を勘案すると、現段階で「7(4)府・市町村の共同の激変緩和措置」をベースに据えるのは難しい。引き続き検討を進めるという趣旨で、(4)として追加することによいのではないか。

(委員一同)

了。

(市町)

大阪府から提案があった国民健康保険運営方針(素案)20 ページにある「(3)激変緩和措置の対象」に計画的な激変緩和措置からの移行を実施するため、文言は今後調整するが、最終行の記載を『当該市町村の責任により必要に応じて実施するものとし、市町村はその計画を定めた上で府に提出するものとする』といった記載に変更することについてはいかがか。

(委員一同)

了。